

指 示

平成 2 8 年 1 月 2 5 日

千葉県知事
鈴木 栄治 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 0 条第 2 項に基づく平成 2 8 年 1 月 1 4 日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 千葉県佐倉市、君津市、富津市、印西市及び山武市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。
2. 千葉県千葉市、流山市、八千代市、我孫子市及び白井市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 千葉県君津市、富津市及び山武市において産出されたしいたけ（施設において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけにつ

いては、この限りではない。

4. 千葉県我孫子市において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
5. 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流（支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水機場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。）において採捕されたうなぎについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
6. 手賀沼及びこれに流入する河川（支流を含む。）並びに手賀川（支流を含む。）において採捕されたぎんぶな及びこいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
7. 貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるいのししの肉については、この限りではない。

(参考)

指 示

平成28年1月14日

千葉県知事
鈴木 栄治 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成27年1月22日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 千葉県佐倉市、君津市、富津市及び山武市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。
2. 千葉県千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市及び白井市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 千葉県君津市、富津市及び山武市において産出されたしいたけ（施設において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけにつ

いては、この限りではない。

4. 千葉県我孫子市において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
5. 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流（支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水機場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。）において採捕されたうなぎについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
6. 手賀沼及びこれに流入する河川（支流を含む。）並びに手賀川（支流を含む。）において採捕されたぎんぶな及びこいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
7. 貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるいのししの肉については、この限りではない。